

# 杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」及び「すぎたろう」着ぐるみ貸出し要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町のマスコットキャラクター「すぎぴょん」及び「すぎたろう」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、杉戸町長（以下「町長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

## (貸与の許可)

第3条 町長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可するものとする。

- (1) 杉戸町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

## (使用上の遵守事項)

第4条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

## (貸与許可の取消し)

第5条 許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後1年間の使用は許可しない。  
この場合、許可を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

## (原状復帰)

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、許可を受けた者の責任と負担により、町長が示す方

法により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、許可を受けた者が被った被害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この告示に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月3日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年5月12日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ使用申請書

年 月 日

杉戸町長                      あて

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）                      印

下記のとおり、杉戸町マスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

記

- 1 使用キャラクター                      「すぎぴょん」                      「すぎたろう」
- 2 使用用途
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類（企画書等）

様式第2号（第3条、第5条関係）

着ぐるみ使用許可書

第 年 月 日

様

杉戸町長

年 月 日付で申請のありました着ぐるみの使用については、下記のとおり許可します。

記

許可内容

- 1 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 杉戸町マスコットキャラクター「すぎぴょん」及び「すぎたろう」着ぐるみ使用要領を遵守すること。